

新城市第3次地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

概要版

地域の困りごとは地域のみんなで解決！

山の湊しんしろ 福祉のまちづくり



令和2年3月

新城市

新城市社会福祉協議会

策定の趣旨

新城市第2次地域福祉計画の計画期間が令和元年度に満了することに伴い、計画の見直しを行います。見直しにあたっては、第2次計画の基本理念を引き継ぎながら、総合計画との整合性を図るとともに、これまでの本市の地域福祉の取り組みの評価を行い、社会情勢の変化や新たな地域課題への対応を図ることで、人々が住み慣れた地域の中で、地域の住民等と「つながる力」で「豊かさ開拓」することにより、人が地域が輝き、新城市の未来が明るく開かれ、地域の魅力が向上する社会の実現を目指します。

計画期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合性に柔軟に対応できるよう、計画策定から3年目に中間見直しを行います。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総合計画	第2次新城市総合計画							
	前期計画				中期計画			
地域福祉計画	策定作業	新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画					新城市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画	
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第7期新城市 高齢者福祉計画		第8期新城市 高齢者福祉計画		第9期新城市 高齢者福祉計画			
障害者計画	第2期新城市障害者計画					第3期新城市障害者計画		
障害福祉計画 障害児福祉計画	第5期新城市 障害福祉計画 第1期新城市 障害児福祉計画		第6期新城市 障害福祉計画 第2期新城市 障害児福祉計画		第7期新城市 障害福祉計画 第3期新城市 障害児福祉計画			
子ども・子育て 支援事業計画	第1期	第2期新城市 子ども・子育て支援事業計画					第3期子ども・ 子育て支援事業 計画	

施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

地域の困りごととは地域のみんなで解決！山の湊しんしろ 福祉のまちづくり

1 「地域力」を高める

- (1) 福祉教育の充実
- (2) 地域での交流の促進
- (3) 地域福祉活動への参加促進と支援
- (4) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成
- (5) 見守りネットワークの充実

2 「解決力」を高める

- (1) 情報提供の充実
- (2) 身近な地域での相談体制の構築
- (3) 総合的な相談体制の構築
- (4) 生活に困難を抱える人への支援
- (5) 関係機関の連携促進

3 「尊厳が守られる」環境をつくる

- (1) サービスの質の確保
- (2) 福祉施策・福祉サービス基盤の充実
- (3) 災害時の支援体制の構築
- (4) 地域での移動支援の充実
- (5) 居住支援の充実
- (6) 権利擁護体制の充実及び成年後見制度利用促進計画

基本目標1 「地域力」を高める

(1) 福祉教育の充実

生涯にわたり、福祉について学ぶ機会を提供するとともに、ボランティア体験学習や地域での交流を推進することで、福祉についての意識の醸成を図ります。

また、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティの方等、地域には多様な人々が暮らしていることを理解し、人権感覚の養成を図ります。

さらに、住民の生活上の課題や、地域の福祉課題について情報を共有したり、意見を交わす場づくりを進めるなど、ボランティア活動へのきっかけをつくり、地域における住民の福祉への意識の向上を図ります。

【市民・地域の取組】

- 福祉に関するイベントや講演会に積極的に参加してみましょう。
- 地域行事等、地域住民が参加しやすい交流活動を行っていきましょう。等

【市・社協の取組】

- 各学校の福祉教育とボランティア・体験学習等
- 若い世代への福祉学習支援

(2) 地域での交流の促進

地域での交流を促進するため、サロンなどの集いの場の充実を図るとともに、地域の支え合いの輪に子どもから高齢者までのすべての人が参加できるよう支援を行い、地域に関心を持つ人を増やします。

【市民・地域の取組】

- お祭りなどの地域の行事へ参加してみましょう。
- 様々な世代が参加しやすい活動をしていきましょう。等

【市・社協の取組】

- 各こども園における地域活動
- 通いの場・交流の場づくり

(3) 地域福祉活動への参加促進と支援

地域福祉活動に参加するきっかけとして住民に対してボランティア活動や地域活動の啓発活動を行い、参加の促進につなげます。

また、ボランティアセンターにおける担い手と受け手をつなぐ（マッチング）機能を強化していきます。

【市民・地域の取組】

- 自分にどのような社会貢献ができるのかを考えてみましょう。
- 市や社協、その他関係者から発信される情報を活用していきましょう。等

【市・社協の取組】

- 市民活動サポート
- めざせ明日のまちづくり事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 社会福祉事業に携わる市内各種福祉団体の活動に対する補助
- ボランティア市民活動の紹介
- 団体・地域活動の支援
- 地域の生活課題を解決するための財源づくり

(4) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成

民生委員・児童委員、地域福祉を担う人々など、地域福祉推進の核となる人材を育成するための講座を開催するとともに、活動拠点の整備を検討していきます。

【市民・地域の取組】

- 体験活動へ積極的に参加し活動を継続していきましょう。
- 関係機関との連携を意識していきましょう。等

【市・社協の取組】

- ペアレントメンター養成・育成及びペアレントプログラム研修
- 認知症サポーター養成講座
- 民生委員児童委員活動の推進
- 担い手の育成と支援

(5) 見守りネットワークの充実

見守り等を必要とする方の的確な把握とサービスにつなげられるように、関係機関・団体との連携を強化するとともに、様々な見守り・支え合い活動をコーディネートしていきます。

また、高齢者や障がい者、子育て中の人など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、いざとなったときに助け合える地域づくりを進めます。

さらに、犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭等の連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

【市民・地域の取組】

- 見守り・支え合い活動へ積極的に参加してみよう。
- 地域での見守り活動を広げていきたいと思います。

【市・社協の取組】

- ゲートキーパー養成研修
- 見守りの活動(友愛訪問、配食、緊急通報設置等)
- 高齢者見守りネットワーク事業
- 救急医療情報キット制度の普及・周知活動
- 見守り活動者の情報共有
- 防犯ボランティア活動

基本目標 2 「解決力」を高める

(1) 情報提供の充実

各種福祉サービスについて、広報紙やホームページなど市民や活動者のニーズに応じた情報提供を実施することで、サービスを必要な人が適切なサービスを利用できるようにつなげます。

【市民・地域の取組】

- 福祉に関する情報を広く伝えていきたいと思います。
- 活動を通じて積極的な情報交換をしていきたいと思います。

【市・社協の取組】

- 介護マップの作成
- おでかけ講座の実施
- 広報活動事業、ホームページ運用事業
- 情報発信と広報機能の強化

(2) 身近な地域での相談体制の構築

支援が必要な人に情報が届くように地域の相談者と連携するとともに、情報を共有し、相談のネットワークを構築し、相談しやすい環境づくりに努めます。

また、福祉専門職のアウトリーチによる支援体制の構築を図ります。

【市民・地域の取組】

- 地域の方の異変や困りごとに気づく意識を持ちましょう。
- 住民同士の意見交換を活発にし、地域の課題を共有していきましょう。

【市・社協の取組】

- 地域の関係者との連携強化
- 福祉専門職によるアウトリーチの支援

(3) 総合的な相談体制の構築

相談窓口間の連携・ネットワーク化を図り、子どもから高齢者までどの窓口からでも専門的な相談窓口へつなげられるよう、総合的な相談支援体制を整えていきます。

関係機関で情報の共有を行い、施策分野ごとの相談支援機関、行政機関、社会福祉協議会や地域福祉活動団体が問題を共有し、連携して支援を行います。

【市民・地域の取組】

- 地域の情報交換の場へ参加してみよう。
- 活動を通じて相談窓口を伝えていきたいと思います。

【市・社協の取組】

- プライバシーに配慮した相談環境の整備
- 子育て世代包括支援センター運営事業
- 地域包括支援センター事業
- 相談支援事業(障害)
- 関係機関・専門職の連携強化
- 認知症に関する支援

(4)

生活に困難を抱える人への支援

高齢者や障がいのある方、生活困窮者、ひとり親家庭など様々な支援を必要とする要配慮者に対して、関係機関の連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていきます。

また、ひきこもりなど地域社会から孤立するおそれのある人に対し、地域や他機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。生活困窮世帯の子どもに対しては、学習支援を通じた居場所を整備していきます。

【市民・地域の取組】

- 地域で困っている人がいたら身近な相談窓口にご相談してみましょう。
- 地域で支援を必要としている人を適切な相談窓口につないでいきましょう。等

【市・社協の取組】

- 不登校児童・生徒への相談支援事業
- 子ども食堂
- 第2のセーフティネットの充実

(5)

関係機関の連携促進

多様化、複雑化する福祉ニーズに対応するため、相談支援機関、行政機関、社会福祉協議会や地域福祉活動団体の連携を強化していきます。

【市民・地域の取組】

- 関係機関との定期的な情報共有に努めていきましょう。
- 関係機関との交流や連携の機会をつくり、定期的な情報共有に努めていきましょう。

【市・社協の取組】

- 子ども・子育て会議、こども園入園支援委員会、医療機関情報提供
- 要保護児童対策地域協議会
- 地域包括ケアシステムの推進
- 地域自立支援協議会
- 社会福祉法人の連携強化

基本目標3 「尊厳が守られる」環境をつくる

(1)

サービスの質の確保

誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、利用者にとって必要な福祉サービスのあり方や、相談支援体制の充実を図っていきます。また、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情への対応等を通じて、すべての人が満足できる利用につながるよう福祉サービスの質の向上に努めます。

【市民・地域の取組】

- 福祉サービスに関する情報を確認してみましょう。
- 地域のニーズをサービス提供事業者等へ伝えていきましょう。等

【市・社協の取組】

- 在宅福祉サービスの実施

(2)

福祉施策・福祉サービス基盤の充実

NPO法人やボランティア団体などが、新しく福祉事業へ参入しやすくなるように支援をしていくとともに、把握した課題を解決するための新しいサービスを実施していきます。

【市民・地域の取組】

- インフォーマルサービスを充実していきましょう。
- 新たな地域福祉課題への対応に努めていきましょう。

【市・社協の取組】

- 介護保険総合事業
- 障害者福祉サービス事業
- 高齢者福祉サービス事業

(3)

災害時の支援体制の構築

災害時の要援護者の把握と登録を促すとともに、支援者の協力を得て、支援体制を強化していきます。また、防災ボランティアコーディネーターの養成、災害ボランティアの受入体制の整備を行います。福祉避難所の指定の拡充を図るとともに、受入・運営体制の構築支援及び連絡体制を確立します。

【市民・地域の取組】

- 被災しないための対策をしていきましょう（自宅の耐震化・家具転倒防止など）。
- 被災者の生活支援、家屋の復旧作業などの活動をしていきましょう。等

【市・社協の取組】

- 災害時要援護者避難支援
- 災害ボランティアセンターの体制整備
- 福祉避難所の指定・体制構築

(4)

地域での移動支援の充実

自家用車などの移動手段や運転免許証がなくても買い物や病院など希望する場所に行くことができ、生活の質を守り地域で暮らし続けられるまちを目指し、デマンド型の区域運行、公共交通空白地有償運送や福祉有償運送など地域の特性やニーズに合わせた生活の足を確保できるよう検討していきます。

そして、公共交通が単なる移動手段としてだけでなく、顔見知りをつくる地域のコミュニケーションの場としてなど、人と人がつながるツールとなるよう、利用促進に取り組みます。

また、子どもや障がいのある人、高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進めます。

【市民・地域の取組】

- 公共交通の利用に配慮が必要な人に対し、利用しやすいような手助けを心がけていきましょう。
- 地域の助け合いによる外出支援の仕組みづくりについて考えてみましょう。

【市・社協の取組】

- 地域で生活し続けられるための足を確保する公共交通の再編
- 高齢者、障がいのある方等に対する外出支援
- 有償運送の適正な運営の確保
- 買い物・外出の支援

(5)

居住支援の充実

生活困窮者に対して、住宅確保に必要な給付を行うとともに、関係機関と連携しながら就労支援等の自立に向けた支援を実施します。

また、自宅での生活に不安がある高齢者に対して、居住の場を提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるように支援します。

【市・社協の取組】

- 生活困窮者の生活支援
- 高齢者の居住支援

(6)

権利擁護体制の充実及び成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の利用について、より一層の周知・啓発を行うとともに、成年後見制度の利用を希望する人や成年後見人等からの相談支援を充実します。

また、成年後見制度の利用を必要とする人を支えるために、適切な成年後見人等の推薦を行えるよう、関係機関との地域連携ネットワークの体制づくりに取り組みます。

さらに、専門職の協力体制を強化するとともに、住民の理解と協力を得て、地域における権利擁護支援の担い手の育成に取り組みます。

児童、高齢者及び障がい者に対する虐待の防止及び早期発見、早期対応について、関係機関等との連携を強化し、情報共有と相互の支援体制の確立を進めます。

また、虐待に関する意識向上を図るための広報活動を実施します。

【市民・地域の取組】

- 身近で困っている人の相談相手になってみましょう。
- 日頃の活動の中で、虐待や権利侵害（疑いの場合も含む）に気づいた場合には、速やかに専門機関に相談していきましょう。等

【市・社協の取組】

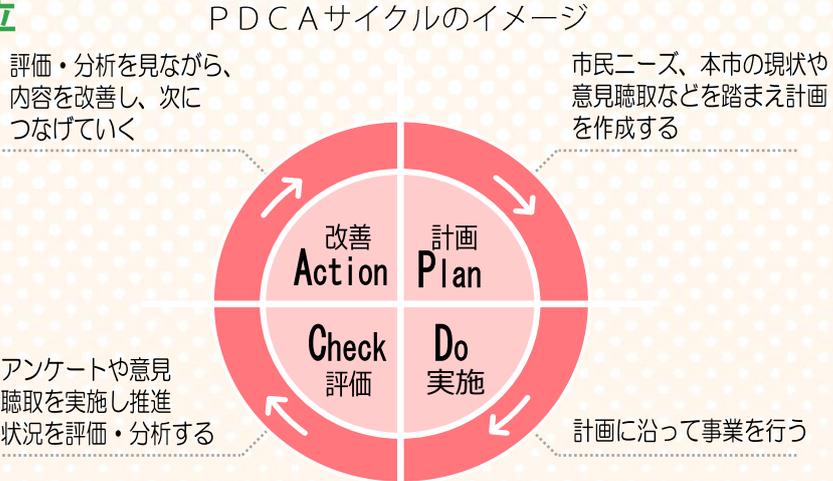
- 成年後見支援センター事業の充実・強化
- 地域連携ネットワークの構築
- 成年後見支援センター事業
- 要保護児童対策地域協議会
- 高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク
- 地域自立支援協議会

計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制の確立

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。



主な事業・活動についての評価や施策ごとの主体別の役割などの取り組み状況を把握・確認し、施策が推進されているかどうか、進捗状況などについて評価を行います。

(2) 計画の周知と啓発

市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く市民に周知していきます。

2 関係機関等との連携体制の整備

(1) 地域との連携

取り組むべき課題や内容に応じた適切な地域と連携し、対象の地域がより住みやすい地域となるよう地域福祉の推進に取り組みます。

(2) 事業所等との連携

市民の多様な福祉ニーズや地域課題に対応できるよう、福祉サービス提供事業者・民間企業などとの連携強化を図ります。

(3) 関係団体・市民との連携

本計画について広く周知し、啓発を図り、地域福祉の担い手として、活動への積極的な参加を促進します。

新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版

発行年月	: 令和2年3月	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会
発行・編集	: 新城市 健康福祉部 福祉課	〒441-1363
住所	: 〒441-1392	愛知県新城市字東沖野20番地12
	: 愛知県新城市字東入船115番地	T E L : 0536-23-5618
T E L	: 0536-23-7624	F A X : 0536-23-5046
F A X	: 0536-23-7699	

愛知県社会福祉協議会に設置の福祉基金による助成金を、経費の一部として利用しています。